

個人情報保護規程

平成28年11月9日 規程第28-74号
平成30年3月29日 規程第30-36号
平成31年3月25日 規程第31-19号
改正：令和4年3月31日 規程令和第4-20号

(本則)

- 第1章 総則
- 第2章 管理体制
- 第3章 教育研修
- 第4章 役職員の責務
- 第5章 個人情報及び要配慮個人情報の取扱い
- 第6章 個人データ及び個人関連情報の取扱い
- 第7章 仮名加工情報の取扱い
- 第8章 行政機関等匿名加工情報及び匿名加工情報の取扱い
- 第9章 個人番号及び特定個人情報の取扱い
- 第10章 業務の委託等
- 第11章 安全確保上の問題への対応
- 第12章 監査及び点検の実施
- 第13章 その他

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)における個人情報、要配慮個人情報、個人データ、個人関連情報、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報、匿名加工情報、個人番号及び特定個人情報(以下「個人情報等」という。)の適切な取扱いに必要な事項を定めることを目的とする。

2 保有個人情報の開示等に関する手続きは、個人情報の開示等に関する規程(規程第17-8号)の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各項による。

2 「部門・部等」とは、組織規程(規程第15-3号)第5条から第10条により機構に

置かれる組織をいう。ただし、同規程第7条第2項の規定により機構に置かれる組織を除く。

3 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

4 「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、法令で定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

5 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

6 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第3項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

(2) 第3項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

8 「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。

(1) 第3項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等

に置き換えることを含む。)

(2) 第3項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

9 「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして法令で定めるものを除く。)をいう。

(1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして法令で定めるもの

11 「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 国の機関

(2) 地方公共団体

(3) 独立行政法人等(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び別表第1に掲げる法人のうち、個人情報保護法別表第二に掲げる法人を除く。)

(4) 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)

12 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

13 「仮名加工情報データベース等」とは、仮名加工情報を含む情報の集合体であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして法令で定めるものをいう。

14 「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

15 「保有個人情報」とは、機構の役員又は職員(以下、「役職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、機構の役職員が組織的に利用するものとして、機構が保有しているものをいう。ただし、法人文書(文書管理規程(規程第15-21号)第3条第1項第1号に規定する法人文書に記録されているものに限る。

16 「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、そ

の他の記述等により特定の保有個人情報を経易に検索することができるよう体系的に構成したもの

17 「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。

（1） 個人情報保護法第75条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

（2） 機構に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている法人文書の開示の請求（独立行政法人等情報公開法第3条の規定による開示の請求をいう。）があったとしたならば、機構が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ 当該法人文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ 独立行政法人等情報公開法第14条第1項若しくは第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

（3） 機構の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第27条第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

18 「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

（1） 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

（2） 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして法令で定めるもの

19 「個人番号」とは、番号法の定めにより、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）で定める住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

20 「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

21 「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

22 「個人番号関係事務」とは、番号法の定めにより機構が個人番号利用事務（行政機関等が番号法の定めにより個人番号を利用して処理する事務をいう。）に関して行う他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

第2章 管理体制

（総括保護管理者）

第3条 機構に総括保護管理者を置き、セキュリティ・情報化推進部担当理事をもってあてる。

2 総括保護管理者は、機構における個人情報等の取扱いに関する事務を総括する。

（保護管理者）

第4条 機構に保護管理者を置き、各部門・部等の長をもってあてる。

2 保護管理者は、各部門・部等における個人情報等の適切な取扱いを確保する。

3 個人情報等を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任にあたる。

（保護担当者）

第5条 個人情報等を取り扱う各部署に保護担当者を置き、情報セキュリティ規程（規程第28-73号）第10条に基づき置かれた情報セキュリティ管理者をもってあてる。ただし、保護管理者が保護担当者を指名した場合は、当該者をもってあてる。

2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各部署における個人情報等の取扱いに関する事務を担当する。

（監査責任者）

第6条 機構に監査責任者を置き、評価・監査部長をもってあてる。

2 監査責任者は、個人情報等の取扱いの状況について監査する。

第3章 教育研修

（教育研修）

第7条 総括保護管理者は、個人情報等の取扱いに従事する役職員に対し、個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

第4章 役職員の責務

（役職員の責務）

第8条 役職員は、個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、個人情報等を取り扱わなければならない。

第5章 個人情報及び要配慮個人情報の取扱い

(利用目的の特定)

第9条 保護管理者は、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 保護管理者は、利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第10条 役職員は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 役職員の所属する組織が学術研究機関等に該当する場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的(以下「学術研究目的」という。)で取り扱う必要があるとき(当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。))。

(6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。))。

(不適正な利用の禁止)

第11条 役職員は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適切な取得)

第12条 役職員は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 役職員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 役職員の所属する組織が、学術研究機関等に該当する場合であって、当該要配慮個人情報学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)。

(6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報取得する場合であって、当該要配慮個人情報学術研究目的で取得する必要があるとき(当該要配慮個人情報取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(役職員の所属する組織と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合であって、役職員が所属する組織が学術研究機関等に該当する場合に限る。)。

(7) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第57条第1項各号に掲げる者その他法令で定める者により公開されている場合

(8) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして法令で定める場合

(取得に際しての利用目的の通知等)

第13条 役職員は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 役職員は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 総括保護管理者は、前項に定める利用目的の明示方法を定める。

4 役職員は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

5 第1項、第2項及び第4項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより機構の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行

に支障を及ぼすおそれがあるとき

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第6章 個人データ及び個人関連情報の取扱い

(データ内容の正確性の担保等)

第14条 保護管理者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データが正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(アクセス制限)

第15条 保護管理者は、個人データを扱う業務の規模及び性質、個人データの取扱い状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）並びに個人データを記録した媒体の性質等起因するリスク（以下、これらを総称して「個人データの内容等」とする。）に応じて、当該個人データにアクセスする権限を有する役職員の範囲及び権限の内容を、当該役職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

2 アクセス権限を有しない役職員は、個人データにアクセスしてはならない。

3 役職員は、アクセス権限を有する場合であっても、第9条により特定された目的以外の目的で個人データにアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第16条 役職員が第9条により特定された目的で個人データを取り扱う場合であっても、保護管理者は、次に掲げる行為については、当該個人データの内容等に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、役職員は、保護管理者の指示に従い行う。

(1) 個人データの複製

(2) 個人データの送信

(3) 個人データが記録されている媒体の外部への送付又は持出し

(4) その他個人データの適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(媒体の管理等)

第17条 役職員は、保護管理者の指示に従い、個人データが記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要な防護措置を行う。

(廃棄等)

第18条 役職員は、個人データ又は個人データが記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該個人データの復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

2 保護管理者は、個人データの内容等に応じて、台帳等を整備して、当該個人情報データ

ベース等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。

（第三者提供の制限）

第19条 役職員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

（1） 法令に基づく場合

（2） 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（3） 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（4） 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（5） 役職員の所属する組織が学術研究機関等に該当する場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

（6） 役職員の所属する組織が学術研究機関等に該当する場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（役職員の所属する組織と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

（7） 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

（1） 機構が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

（2） 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

3 役職員は、前項第二号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

（外国にある第三者への提供の制限）

第20条 保護管理者は、外国にある第三者に個人データを提供する場合には、法令で定める場合を除き、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

2 保護管理者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、法令で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 保護管理者は、個人データを外国にある第三者（法令で定める体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、法令で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

（第三者提供に係る記録の作成等）

第21条 保護管理者は、個人データを第三者に提供したときは、法令で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の法令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第19条第1項各号又は第2項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあたっては、第19条第1項のいずれか）に該当する場合は、この限りではない。

2 保護管理者は、前項の記録を、法令で定める期間又は文書の保存期間等の基準で定める期間のうち、いずれか長い期間保存しなければならない。

（第三者提供を受ける際の確認等）

第22条 保護管理者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、法令で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

（1） 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名

（2） 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 保護管理者は、前項の規定による確認を行ったときは、法令で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の法令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

3 保護管理者は、前項の記録を、法令で定める期間又は文書の保存期間等の基準で定める期間のうち、いずれか長い期間保存しなければならない。

（個人関連情報の第三者提供の制限等）

第23条 保護管理者は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第19条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について確認することをしないで、当該個人関連

情報を当該第三者に提供してはならない。

(1) 当該第三者が機構から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

(2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、法令で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

2 保護管理者は、前項により個人関連情報を外国にある第三者（法令で定める体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、法令で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 保護管理者は、第1項の規定による確認を行ったときは、法令で定めるところにより、当該個人関連情報の提供をした年月日、当該確認に係る事項その他の法令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

4 保護管理者は、前項の記録を、法令で定める期間又は文書の保存期間等の基準で定める期間のうち、いずれか長い期間保存しなければならない。

第7章 仮名加工情報の取扱い

（仮名加工情報の作成等）

第24条 保護管理者は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして法令で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

2 保護管理者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして法令で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。

3 役職員は、法令に基づく場合を除くほか、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報を取り扱ってはならない。

4 保護管理者は、仮名加工情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を公表しなければならない。

5 保護管理者は、仮名加工情報の利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について公表しなければならない。

6 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害

するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

7 保護管理者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。

8 役職員は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。

9 役職員は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

10 役職員は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法令で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

（仮名加工情報の第三者提供の制限等）

第25条 役職員は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。）を第三者に提供してはならない。

第8章 行政機関等匿名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

（行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等）

第26条 保護管理者は、この章の規定に従い、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この章において同じ。）を作成することができる。

2 役職員は、法令に基づく場合（この章の規定に従う場合を含む。）を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

3 役職員は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

（行政機関等匿名加工情報の作成等）

第27条 保護管理者は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないよ

うにするために必要なものとして法令で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

2 保護管理者は、行政機関等匿名加工情報の作成を委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）する場合は、前項と同じ加工がされるよう必要な措置をとらなければならない。

（識別行為の禁止等）

第28条 役職員は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 役職員は、行政機関等匿名加工情報、第26条第4項に規定する削除情報及び第27条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。）の漏えいを防止するために、行政機関等匿名加工情報等の取扱いについては、本章の定めに従うとともに、第15条から第18条に準じなければならない。この場合において、第15条から第18条中「個人データ」とあるのは「行政機関等匿名加工情報等」と読み替えるものとする。

3 保護管理者は、行政機関等匿名加工情報等の取扱いを委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）する場合は、委託先において前項と同じ取扱いがされるよう必要な措置をとらなければならない。

（従事者の義務）

第29条 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する役職員は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。当該役職員がその職を退いた後も、同様とする。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第30条 保護管理者は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、法令で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

2 役職員は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法令の定めにより行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

3 役職員は、匿名加工情報の漏えいを防止するために、匿名加工情報の取扱いについては、本章の定めに従うとともに、第15条から第18条に準じて取り扱わなければならない。この場合において、第15条から第18条中「個人データ」とあるのは「匿名加工情報」と読み替えるものとする。

4 保護管理者は、匿名加工情報の取扱いを委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）する場合は、委託先において前二項と同じ取扱いがされるよう必要な措置をとらなければならない。

第9章 個人番号及び特定個人情報の取扱い

（個人番号及び特定個人情報の取扱い）

第31条 保護管理者は、各部門・部等における個人番号の利用にあたり、その利用範囲を個人番号関連事務の範囲内に限定するよう措置しなければならない。

2 役職員は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他の番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

3 役職員は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他の番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

4 役職員は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。

5 役職員は、番号法で限定的に明記された場合を除き、個人番号または特定個人情報を提供してはならない。

第10章 業務の委託等

（業務の委託等）

第32条 調達部長は、保護管理者が個人データ、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報及び匿名加工情報（以下「個人データ等」という。）の取扱いに係る業務を外部に委託等する場合に、個人データ等の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。

2 調達部長は、前項の場合に、契約書に次の各号に掲げる事項を明記する。

- （1） 個人情報等に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
- （2） 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。本号及び本条第5項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- （3） 個人データ等の複製等の制限に関する事項
- （4） 個人データ等の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- （5） 委託等終了時における個人データ等の消去及び媒体の返却に関する事項
- （6） 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

3 保護管理者は、委託等先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人データ等の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

4 保護管理者は、委託等する業務に係る個人データ等の内容等に応じて、委託等先における管理体制及び実施体制並びに個人データ等の管理の状況について、定期的に監査を行う等

により確認する。

5 調達部長は、委託等先において、個人データ等の取扱いに係る業務が再委託等される場合には、委託等先に第2項及び第3項の措置を講じさせるとともに、再委託等される業務に係る個人データ等の内容等に応じて、委託等先を通じて又は自らが第4項の措置を実施するものとし、個人データ等の取扱いに係る業務について再委託等先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

6 調達部長は、個人データ等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

第11章 安全確保上の問題への対応

(漏えい等の報告等)

第33条 役職員は、個人情報等の漏えい等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合には、直ちに情報セキュリティ規程第23条及び第24条に基づき対処を行わなければならない。

2 総括保護管理者は、次に掲げる事態が生じたときは、法令で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、機構が他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、法令で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

(1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下、この条において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(本人への通知等)

第34条 保護管理者は、前条第2項に規定する場合には、本人に対し、法令で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置をとるときは、この限りでない。

第 12 章 監査及び点検の実施

（監査）

第 35 条 監査責任者は、個人情報等の適切な取扱いを検証するため、第 3 条から前条に規定する措置の状況を含む機構における個人情報等の取扱いの状況について、監査を実施する。

2 監査責任者は、監査計画を策定する。

3 監査責任者は、状況の変化に応じ、総括保護管理者から計画された以外の監査の実施の指示を受けた場合には、追加の監査計画を定める。

4 監査責任者は、監査結果を監査報告書として総括保護管理者に報告する。

（点検）

第 36 条 保護管理者は、各部署における個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に、かつ必要に応じ随時に点検を行い、見直し等を行うとともに、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。

（評価及び改善）

第 37 条 総括保護管理者は、監査報告書及び点検の結果等をふまえ、実効性等の観点から個人情報等の適切な管理のための措置について評価した上で指摘事項に対する改善計画等の策定等を保護管理者に指示する。

2 保護管理者は、前項に基づき指示されたことについて、改善計画等を策定し、措置結果及び改善計画等を総括保護管理者に報告する。

第 13 章 その他

（苦情の処理）

第 38 条 総括保護管理者は、個人情報等の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な体制の整備に努めなければならない。

（委任等）

第 39 条 総括保護管理者は、この規程に基づき行う業務の一部をセキュリティ・情報化推進部長に委任することができる。

2 セキュリティ・情報化推進部長は、この規程の実施について必要な事項を定めることができる。

附 則

この規程は平成 28 年 11 月 9 日に施行し、平成 28 年 11 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日 規程第 30－36 号）

この規程は平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日 規程第31－19号）
この規程は平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日 規程令和第4－20号）
この規程は令和4年4月1日から施行する。